

米国産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める意見書

政府は、米国産牛肉の対日輸出施設の査察において、査察結果に問題が無かったとして、施設に対する検証期間を終了し、現在行われている全箱検査を中止し、通常の抜き取り検査に移行すると発表した。米国は、現在の牛肉の貿易条件である20ヶ月齢以下としている輸入条件の緩和を求めており、今後はその是非をめぐって日米両政府で協議が行われる見通しである。

米国の輸出施設の検査で大きな問題は見つからなかったとしても、全箱検査が抜き取り検査に移行すれば、多くの違反が見過ごされ、危険な牛肉が素通りになる可能性が高いと言わざるを得ない。また、日本の「生後20ヶ月齢以内の牛に限る」という規制は、日本国内において、生後21ヶ月齢と23ヶ月齢のBSE感染牛が発見された具体例があるからであり、輸入条件の緩和は到底認められない。

さらに、厚生労働省においては、都道府県が行っている20ヶ月齢以下の牛のBSE検査に対する補助を来年7月で打ち切ろうとしている。都道府県による検査は、食の安全に対する消費者の強い要望で続けられているものであり、国民の願いは、全頭検査の継続や、万全なBSE対策の実施による食の安全性の確保と、不安の解消である。

以上の趣旨から、必要な対策を講ずるよう下記事項について強く要望する。

記

1. アメリカ産牛肉の輸入時における全箱検査を継続し、月齢制限など輸入条件の緩和を求めるアメリカの要求に応じないこと。
2. 都道府県が行う20ヶ月齢以下の牛のBSE検査に対する国の助成を継続すること。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日

岐阜県郡上市議会

提出先

内閣総理大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣